

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第2回 権利擁護専門部会

日時：令和6年11月15日（火）10時～正午

会場：文京区民センター2階 2-A会議室

1 開会

2 議題

（1）よりよく成年後見制度を利用させていただくために（成果物イメージ案）について

（2）その他

【配付資料】

開催次第

資料第1号	文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿
資料第2号	第2回権利擁護専門部会の進め方について
資料第3号	よりよく成年後見制度を利用させていただくために（成果物イメージ案）
資料第4号	事例概要および各事例から出されたライフステージ・ライフイベントの項目について
資料第5号	グループワーク名簿

参考資料 足立区手をつなぐ親の会 江黒元会長 作成資料（再掲）

※資料第4号は、当日回収させていただきます。

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和6年11月15日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授

親会委員	松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2 施設長
〃	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター 所長
委員	皆川 譲	文京区障害者就労支援センター 主任
〃	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり 施設長
〃	坂井 崇徳	弁護士
〃	箱石 まみ	司法書士
〃	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	保坂 勇人	文京社会福祉士会 幹事
〃	今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長
〃	山口 恵子	知的障害者相談員
〃	杉浦 幸介	当事者委員
〃	久米 佳江	当事者委員
〃	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	宮原 駿一	福祉政策課 地域福祉係長
〃	福田 洋司	障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
〃	須田 浩史	障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
〃	佐藤 祐司	予防対策課 精神保健係長
〃	柳瀬 裕貴	予防対策課 保健指導係長(保健師)

事務局	石樵 さゆり	文京区社会福祉協議会 事務局次長
事務局	伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	古賀 四季穂	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

【今年度の流れについて(予定)】

成果物(資料第3号)を令和6年度にて、一度完成させる。

- ・第2回権利擁護専門部会(本日)は、ライフステージおよびライフイベントに掲載する項目(どのようなことが発生するか)について決める。(個別性はあると思いますが、可能性が高い主だったものを掲載)
- ・第3回権利擁護専門部会(次回)にて成果物の完成案を提示し、支援者や権利擁護センターなどがどのような場面で活用するかについての意見交換をする。
- ・文京区障害者地域自立支援協議会親会(発表会)にて成果物を発表する。

【本日の流れ】

ライフステージ・ライフイベントの項目を精査し決める(グループワーク)

【30分】

委員の皆さまに、グループに分かれていただきます。(資料第5号参照)

Aグループはライフステージ(主に知的障害の方)、Bグループはライフイベント(主に精神障害の方)の項目を確認し、項目が合っているか、過不足はあるか、話し合いの上、成果物に掲載する項目を決めてください。

また、各項目に掲載する説明(こんなことが起こるかも?どのようなことが必要になるか?)についても、話し合ってください。いままでの部会での話し合いで、「お金」「福祉サービス」「住まい」「仕事」などがポイントから考えると検討しやすいかもしれません。

※「項目」は、資料第3号に記載してある、例えば「就職」や「高齢期」などです。

【10分】

各グループで話し合った内容を発表してください。

**項目の中で重要なポイントを確認する**

全体で話し合います(グループワークではありません)

上記で決めた項目の中で、各委員がご自身のご経験などから、特に大事だと思う項目について、大事だと思ったポイントや、あればエピソードなどをお話してください。

→今回作成する成果物の中で、事例やコラムとして掲載させていただくかもしれません。

【第1回権利擁護専門部会資料には、成果物の活用について、以下の記載をさせていただきました。第3回権利擁護専門部会での参考までに再掲させていただきます。】

ライフステージおよび各ライフイベントの際、適切に制度利用できるようにどのような準備ができるのか?(主に制度周知や理解促進)

→支援者が本人や家族に対して/権利擁護センターなどが支援者に対して
例えば)

- ・ライフステージおよびライフイベント時に必要なことに対して成年後見制度は何かできるのかを可視化する
- ・ライフステージごとに、経験しておいた方がいいことや利用しておくといいサービスなどについて可視化する
- ・実際の事例を集約する(例えば、精神障害の方で、どのような状況になったら制度利用したのか?という事例/後見人と福祉関係者などが連携して支援したケースの事例など)
- ・支援者向けのより効果的な研修会などは、どのような頻度・内容だといいのか?

グループワーク名簿

敬称略

グループ名	委員名	所属機関・団体・施設名
A	松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2 施設長
	皆川 譲	文京区障害者就労支援センター 主任
	箱石 まみ	司法書士
	保坂 勇人	文京社会福祉士会 幹事
	今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長
	山口 恵子	知的障害者相談員
	杉浦 幸介	当事者委員
	福田 洋司	障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
	須田 浩史	障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
B	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター 所長
	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり 施設長
	坂井 崇徳	弁護士
	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
	久米 佳江	当事者委員
	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
	宮原 駿一	福祉政策課 地域福祉係長
	柳瀬 裕貴	予防対策課 保健指導係長(保健師)

本人の年齢	高校～24歳	25歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～
大きな出来事	福祉就労	自宅・GH検討	GH・自宅・入所	親が亡くなる	勤めていた会社を退職・転職・休職	福祉施設？	老後の過ごし方
	企業就労	GH・サテライト型	1人暮らし			介護施設？	
本人の希望	卒業後福・企就労	園祭・ボラ活動	自宅にいたい	GH？入所？	福祉の作業所	福祉の作業所	福祉・介護施設
	資格を取る	社会で働く・友達	1人暮らしをしたい	父か兄弟と同居	地域の作業所へ	地域の作業所	介護施設
	大学へ行く	趣味共通の友達	寮・アパート暮らし	1人暮らし・結婚	転職・バイト1日	バイト数時間	一人暮らし
経済的問題	障がい者年金	障がい者年金	障がい者年金	障がい者年金	障がい者年金	障がい者年金	障がい者年金
	両親の援助	両親の援助	両親の援助	相続・援助が困難	援助が無い・貯金	国民年金・貯金	国民年金・貯金
	収入	手当・給料・年金	手当・給料・年金	手当・給料・年金	貯金・年金・生活保護	生活保護・貯金	1人暮らし生活保護
	支出	趣味・飲み会	趣味・飲み会	医療費・生活費	医療費・借金・生活費	入所施設の出費	生活費・医療費
福祉とのつながり	愛の手帳1度(最重度)～4度(軽度)で使えるサービスは異なる 乳幼児から高校18歳未満(足立児童相談所で満3歳6歳12歳18歳で再判定) 18歳以上(東京都心身障害者福祉センター)						
公共料金減免・割引	水道・下水道・有料道路通行料金(ETC)割引・タクシー・バス割引・都営交通無料乗車券・タクシー券・自動車税取得税控除自動車燃料費助成・知的GH家賃助成・地域生活支援事業(移動支援・訪問入浴)						
福祉就労サービス	保護者・学校評価で生活介護(作業訓練型)と判断、実習し毎年11月25日足立広報で通所先の募集ができる。受付は各支援係、その後、障がい福祉課施策推進が情報を集約。2月末入所調整会議で調整・決定。家族は相談支援事業所にサービス等利用計画作成を依頼。各相談所は自宅訪問と聞き取り後サービス等利用計画案を作成、各支援課へ提出後、障がい福祉サービス受給者証を発行。その後サービス担当者会議で本計画作成、モニタリング支援						ケアプラン 介護サービスを受ける際に利用者の状態・要望をまとめた計画書
企業就労した方の福祉サービス	特別支援学校在学中に企業実習へ行き内定。福祉サービスの利用はないが、障がい福祉センター雇用訓練室に雇用登録する。 雇用訓練室職員が企業訪問・本人の相談支援を行う。自立したいが金銭管理が困難と相談あり。支援課に意向を聞き、利用計画依頼書を発行。 本人は依頼書を相談支援事業所へ持参しサービス等利用計画案を依頼。相談所は作成後、各支援課へ提出、その後支給決定を作成し障がい福祉サービス受給者証を発行する。その後サービス担当者会議で本計画を作成、その後相談所が定期的なモニタリングを行い本人を支援する						
福祉サービス	短期入所ショートステイ	同行援護/行動援護	共同生活援助(GH)	共同生活援助(GH)	ハローワーク	障害者職業相談・職業紹介	
	移動支援	療養介護	自立生活援助	施設入所支援		就労促進訓練係雇用支援室	・手帳取得者対象(愛の手帳・身体・精神) ・職業相談・就労準備支援・職場開拓・職場実習支援・職場定着支援 ・離職時・離職後支援・就労(福祉・一般)連携・職場訪問 ・余暇(集いの場・情報交換)
	障がい者年金	緊急一時保護	ガイドヘルプ	移動支援	地域生活支援		
	居宅介護ホームヘルプ	就労移行支援		後見人制度			
生活介護(作業訓練・生活訓練)・自立訓練	重度障がい者等包括支援			相談支援事業所		・日常生活支援・将来設計・親亡き後	
	計画相談支援	自宅・共同生活援助(GH)	付き添い・代行	認知や障がいの状態が重い・成年後見制度		日常生活の範囲以内でのお手伝いをする事業	
	就労継続支援A	1人暮らし・アパート	手続き・契約	任意後見(あらかじめ自ら選んだ代理人と財産		・共生型サービス(福祉サービスと介護サービスの併用)	
	就労定着支援B	宿泊型自立訓練(通勤寮)	身の回りの自立	管理等の代理権を与える契約を公正証書で結ぶ			
日中活動サービス	生活介護(日中、食事・入浴・排泄の介護) 自立訓練(機能・生活上)、通勤寮 自立生活援助(GHを経て1人暮らし希望者へ生活力・理解力の向上)			法定後見(家庭裁判所で後見人・保佐人・補助人 選び代理権・同意権・取消権を活用し本人を支援		65歳1人暮らし支援から看取りまで 親族がいらない資産3千万以下等障害者や契約時は認知がない。支援していく上での認知は後見制度へ移行する。 ・入院・退院・通院・通帳管理・銀行手続き・福祉サービスの契約 看取り・葬儀・埋葬(社協の高齢者あんしん生活支援事業)	
就労支援	移行支援(一般企業に就職を希望者へ知識・能力向上訓練)			高齢で今は元気だが、不安・心配・孤立・孤独			
	継続A型雇用	(企業就労困難者へ知識・能力向上訓練)		法律相談(相続・離婚・犯罪)被害者・加害者 日常生活(寄り添い・みまもり・定期訪問) 管理(通帳・光熱費・契約書類・部屋・家・土地) 入院・退院の手続き・通院付き添い ・申請代行(利用申請・手当・年金・生保・家賃補助)		だ手助け・付き添いがあれば自立して生活できる 通帳・印鑑の預かり・月2回の訪問・銀行へ同行し、生活費を出し、公共料金の支払いを手伝う。また、介護保険の申請し、家事手伝いのホームヘルプサービスを利用できるようにする (社協地域福祉権利擁護事業)	
	継続B型非雇用						
定着支援	(企業就労へ移行した方が継続出来るよう企業訪問・指導)						
宿泊型自立訓練(通勤寮の役割)	原則2年・自立の為に金銭管理や掃除洗濯など経験し トレーニングしていく。暇活動も。・職業生活支援(食事提供・金銭管理・健康管理・身体介護)			余			
助けてくれる人	家族	家族	家族	兄弟・医師	兄弟・医師	後見人・医師	後見人・医師
	福祉施設職員	福祉施設職員	福祉施設職員	福祉施設職員	福祉施設職員・相談支援員	ケアマネージャー	ケアマネージャー・生活支援員
	福祉事務所	福祉事務所	福祉事務所	福祉事務所	福祉事務所	福祉施設職員	福祉施設職員
	相談支援員	相談支援員	相談支援員	保佐人・後見人	保佐人・後見人・補助人	介護施設職員	介護施設職員
	上司・同僚・友達	上司・同僚・友達	上司・同僚・友達	GH世話人	GH世話人	地域包括支援センター・社会福祉協議会	
住居	自宅(家族との同居) GH・通勤寮	自宅 GH・アパート	自宅 GH・アパート	自宅・兄弟同居 入所・GH・アパート	自宅・兄弟同居 入所・GH・アパート	介護施設 高齢者用アパート	介護施設 高齢者用アパート・自宅で一人暮らし